



- 防災・減災対策について
- 弱者対策について
- 行政組織について

吉田孝司議員

町長 町内には消火栓273か所、防火水槽が91か所、プール4か所ほか、自然水利となるため池が60か所あり、水利数としての基準はおおむね達成しています。市町村境の水利の相互利用に関しても協議の場をもうけております。

質問 消防水利に関する課題及び対策を問う。

総務課長 親局が1か所、遠隔制御局が1か所、各地域に屋外用の子局が30か所のほか、各家庭に貸し出しする戸別受信機が2,881台設置されており、難聴世帯・地域については、放送が入りにくいとの申し出があった場合、機器の点検修理を行うとともに、設置場所やアンテナの向きを確認し改善を図っています。

質問 防災無線の設置状況と難聴世帯・地域の確認や調査の有無及び方法を問う。

福祉こども課長 障がい者対象施設は、グループホームが1か所あり、サービス事業所は4か所で38人の町民が利用しています。現時点での課題は、サービス利用者が増加している中で、希望するサービス事業所が無い、ため町外の事業所を利用して、いることや相談を受ける専門員が不足している事が考えられます。

質問 我が町における障がい者を対象とする施設の現状と課題を問う。

福祉こども課長 啓発が重要であると考えており、広報紙やホームページ等を活用して、町民や事業所の皆様への周知を図るばかりでなく、各学校での福祉教育の中に取り上げること、子どもたちの障がい者への理解を深めるができると考えています。

質問 障がい者差別解消法に基づく我が町における施策を問う。

町長 総務課にまちづくり調整グループと産業課には場整備準備室を新たに設置しました。設置目的は、前者は町長の特命事項及び各種政策の調整を担っており、後者は高久田地区のほ場整備事業実施に向けて調査設計業務を実務として行っております。また、住宅除染の終了に伴い原子力災害対策室を廃止しました。

質問 新年度における行政組織改編の内容及びその目的を問う。

総務課長 非課税者及び高齢者に対する各種の減免処置を行っております。課題としては、多くの場合は申請により軽減や減免が受けられますが、制度を知らないことにより、申請そのものをしないことがあり、また、制度の周知徹底に努めたいと考えております。

質問 我が町における低所得者対策の現状及び課題を問う。

総務課長 「職員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない、その職を退いた後もまた同様とする」と法律で規定されている以上、住民の方の個人情報については強固に守られています。

質問 町職員における守秘義務及び個人情報保護の在り方を問う。

総務課長 町における報酬支給対象者は、教育委員会委員や行政区長、選挙管理委員会委員などがあり、その委員の職務内容や活動頻度などから算出されたものであり、県内市町村と比較しても妥当であると考えております。

質問 各種の行政委員会及び町長の附属・諮問機関としての審議会・協議会・委員会等の委員への報酬のあり方及び妥当性を問う。



- 重度心身障がい者への自動車燃料助成事業の内容は
- 重度心身障がい者・医療費助成制度は充実しているのか
- 新地方公会制度導入の目的は

小林政次議員



質問 本助成事業の助成資格、対象人数、助成額はどうかになっているのか。

福祉こども課長 平成29年4月から重度心身障害者に対し外出の機会と福祉の増進を目的に燃料費の助成を始めました。4月1日現在220名で燃料費として、2ヶ月で千円、年額6千円となっております。

質問 県内で、タクシー券とガソリン助成の両方を実施している市町村と金額はいくらくらいなのか。

福祉こども課長 両方を助成しているのは郡山市・二本松市・白河市・棚倉町・浅川町の5市町村で、ガソリン券年額1万5千円1市1町、1万4千4百円が1市1町、1万2千円が1市となっておりあります。

質問 他市町と比べ、助成額が半分以下である理由とタクシー

助成額1万4千4百円の半分以下の理由は。

福祉こども課長 タクシー助成額1万4千4百円は、年間で39kmの移動可能で、この距離を自動車燃料費で換算しますと年間約4リットルで約500円の助成となつてしまっています。本事業の目的と自家用車保有経費などを考慮し助成額を算出しました。

質問 本事業の周知、PRはどのように行っているのか、又、公平に行っているのか。

福祉こども課長 5月中旬に、対象者全員に通知を実施し、6月の広報誌にも掲載するなど全町民にPRを図っております。4月時点では9月末日まで事務を進めてまいります。

質問 医療費助成制度の現物給付化について、平成27年度12月以降、県への働きかけは今回

誰に対して実施したのか。

福祉こども課長 平成30年度を目途に、全県での重度心身障害者医療の現物給付化に向けて検討していると県の国民健康保険課の説明であります。

質問 新地方公会計制度の導入の目的と、そのメリット・デメリットはどうか。

総務課長 平成27年1月の総務大臣からの全市町村への要請を受けこの制度を導入しましたが、財務書類の整備・公表する目的としては、

①財務書類の作成・公表により透明性を高め、地方公共団体としての説明責任をわかりやすくより適切に果たすことが出来る。
②財務書類から得られる情報を有効活用することで財務の効率化・適正化を図ることが出来る。
の2点であります。
メリットは目的で掲げたとおりで、デメリットは書類を

作成するにあたり業務量、コストが増加することです。

質問 固定資産台帳の整備はどこまで進んでいるのか。

総務課長 記載対象は、土地・建物・だけでなく、防犯灯や防火水槽、カーブミラー等のその他の工作物、下水道管、各施設に配備されている高価備品（取得価格50万以上）など広範囲に渡ります。これらを対象に各課に照会し予算科目ごとにデータベース化しております。

平成28年度末時点での登録件数は約6,900件（土地約5,000件、道路底地約4,570件、建物・約120件建築設備除く）となっており、平成29年度以降、毎年度同様の照会をしながら、資産の増減を把握し固定資産台帳に反映させる作業を継続していく予定です。

